

訪問介護 重要事項説明書

令和7年5月1日～

本重要事項説明書は、介護保険に基づく訪問介護利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要やサービス内容、契約上ご注意いただきたい事を説明するものです。原則として、要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1 事業者の概要

事業者名・・・株式会社鈴

所在地・・・千葉県松戸市金ケ作 419 - 54 鈴木ビル 1F

電話番号・・・047 - 711 - 7130

代表者氏名・・・武市 智加

設立年月・・・2025年3月3日

事業内容・・・

【介護保険】居宅介護支援・訪問介護

【障害者支援】障害福祉サービス・地域生活支援事業・相談支援事業

2 事業所の概要

事業所の種類・・・指定訪問介護事業所 千葉県指定 №1271209858

事業所の名称・・・訪問介護 鈴音

事業所所在地・・・千葉県金ケ作 419 - 54 鈴木ビル 1F

電話番号・・・047 - 711 - 7130

担当者氏名・・・管理者：武藤 賢治

サービス提供責任者：大竹 菜月・田名 彩美・渡辺 健二

木下 眞粧美・渡邊 貴代美

開設年月・・・2025年4月1日

サービス提供地域・・・松戸市の全域、柏市、鎌ヶ谷市、流山市、市川市

営業日・・・月～土 但し12月30日～1月3日を除く

受付時間・・・営業日の9：00～18：00

サービス提供時間・・・月～土：8：00～18：00（日・12/29～1/3：休み）

（上記の原則休みの日やサービス時間については、必要に応じて相談に応じます）

3 事業所の職員体制

R 8 年 8 月 1 日現在

	該当資格	常勤	非常勤
管理者	介護福祉士・実務者研修終了	6 名	
サービス提供責任者	介護福祉士・実務者研修終了	6 名以上	
訪問介護員	介護福祉士・実務者研修終了・初任者研修終了	常勤換算 2.5 以上	

4 提供サービス（契約書 第 4 条）

（１）身体介護・・・食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位交換、通院介助など

* 医療行為は行いません

* 入院中等の介助は、制度外となります

（２）生活援助・・・調理、洗濯、掃除、買物、関連機関への連絡、など

* 利用者以外の掃除、洗濯、調理は、原則行いません（例：家族の洗濯など）

* 日常生活範囲外の家事は原則行いません（例：大掃除、家具の配置換え、草取りなど）

* 預貯金の引き出し、預け入れ、通帳、カードの預かりは行いません。

（３）その他・・・介護に関する相談、など

5 料金（契約書 第 6 条 第 7 条 4 項）

サービスを利用した場合の「基本利用料」は『別紙 訪問介護料金表』に示すとおりです。

（１）利用者負担額

お支払いいただく「利用者負担額」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合 証に記載された負担割合を乗じた額です。

介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

別紙 訪問介護料金表に示した基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（当事業所の所在地が 5 級地のため、単位数に 10.70 を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これらの基本料金等も自動的に改定されます。なお、その場合には、事前に新しい基本料金等を書面でお知らせします。

ここで示す利用者負担額は目安の金額であり、円未満の端数処理により多少の誤差が生じることがあります。

「サービスに要する時間」は利用者の訪問介護計画に定められた標準的な所要時間で

す。

2 名で訪問する場合は、2 名分の料金となります。（利用者の同意を得たうえで行います）

《「別紙 訪問介護料金表」の説明》

【地域加算】・・・・・・・・・・利用料に含まれます。松戸市は、10.70です。

【介護職員処遇改善加算 Ⅰ】・・・・・・・・当事業所の利用者負担額に加算されます。

【早朝加算】【夜間加算】・・6:00～7:59、18:00～21:59（25%増）

【深夜加算】・・・・・・・・・・22:00～5:59（50%増）

【初回訪問加算】・・・・・・・・200 単位

【緊急時対応加算】・・・・・・・・100 単位 / 1 回

【特定事業所加算】・・・・・・・・特定事業所加算

（２）交通費

利用者宅等訪問に関する交通費は無料です。

買い物代行等でヘルパーが車などを使用した場合、「4 kmまで100 円」「4 kmを超えた場合、50 円 / 2 km追加」の金額が実費負担となります。

（３）キャンセル料

利用者のご都合でケア当日にサービスを中止する時、原則、以下の場合、キャンセル料をいただきます

中止の連絡が間に合わず、ヘルパーがご利用者宅に訪問してしまった場合、または、ヘルパーが訪問途中で中止の連絡を受けた場合・・・2000 円 / 1 回

ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先 047-711-7130）

（４）その他

利用者宅で、サービス実施の為に使用するものは、利用者の負担となります。

・水道、ガス、電気などの費用 ・訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話代など

利用料等は、毎月中旬に、前月分の請求をいたしますので、その月の末日までお支払いください。引き換えに領収書を発行いたします。

利用料等のお支払いは、原則、銀行振替払込でお願いいたします。（別紙記入有）

介護給付費体系の変更などで、利用者負担の算定が変わった場合、契約書別紙や重要事項説明書、訪問介護料金表の一部の差し替えなどで対応いたします。

6 サービス利用に関する留意事項（契約書 第3条 第5条 第7条）

（１）サービスについて

利用者が不在の場合、サービスの提供はできませんのでご了承ください。

サービスは、「訪問介護計画」に基づいて行います。又、実施に関する指示は事業所が行います。実施の際は、利用者の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

利用者の都合により、サービス利用予定日の変更や、サービスの追加をする事ができます。また、事業者がやむをえず変更等をお願いする場合があります。その際、変更・追加のご希望日時に対応できない時、利用可能日時の提示等の調整に努めます。

訪問介護員が、クラウド上にて実施日時・内容等を記録し、利用者にもその内容の確認をお願いしています。捺印をいただく場合もあります。

サービス提供時間には、記録を入力する時間（５分程度）も含まれます。

（２）訪問介護員について

訪問するホームヘルパーの変更や、担当するホームヘルパーが交替したりする場合があります。その際には、予め利用者に説明するとともに、利用者等に対してサービス上の不利益が生じないように十分に配慮します

利用者や家族等から、特定のホームヘルパーの指名は出来ません。

ヘルパーのご要望やご意見等がある場合は、お申し出・ご相談ください。

（３）訪問介護員の禁止行為 訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

医療行為

利用者等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受

利用者の家族等に対するサービスの提供

飲酒・喫煙及び利用者等の同意なしの飲食

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）

利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、及びその他の迷惑行為

7 契約の終了（契約書 第9条）

（１）契約者からの契約終了 契約者の都合で契約を終了する場合、事業者にも終了の１週間前の予告期間をおいて、文書または口頭で通知してください。やむを得ない事情がある場合は、終了１週間以内の通知で契約を解約することができます。

(2) 事業者からの契約終了

事業所の事情で契約を終了する場合は、契約者に終了の 3 週間前までに、理由を示した文書 または口頭で通知いたします。やむを得ない事情がある場合は、終了 3 週間以内の通知で契約を解約することができます。

8 虐待の防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 訪問介護事業管理者 武藤賢治

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 衛生管理等

(1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

10 個人情報の記録・情報 (契約書 第 10 条 第 18 条)

当事業所では関連法令に基づき、利用者等（家族等に関連するものも含む）の記録や情報に対し、適切に利用、管理、保存、開示など行います。

個人情報に関する利用者の確認・同意は、契約書の署名・捺印で行います。

11 損害賠償保険（契約書 第 11 条）

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上
保険の名称	賠償責任保険(企業用)

12 緊急時の対応（契約書 第 12 条）

サービス提供中に様態の急変などがあった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、歯科医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者などへ連絡をとる等必要な処置を講じます。

主治医	氏名 連絡先
ご家族	氏名 連絡先 (続柄)

【当事業所への緊急時の連絡】

- ・ 連絡先 訪問介護鈴音（事務所）
- ・ 営業時間内 月～土 9：00～18：30
- ・ 電話番号 047-711-7130
- ・ 営業時間外 同上（時間外：緊急時）

13 業務継続計画の策定について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービス内容に関する苦情／相談（契約書 第14条 第15条）

（１）当事業所『ご利用者 苦情・相談 窓口』

・担当者 管理者：武藤 賢治

サービス提供責任者：木下

・受付時間：月曜日～金曜日 9：00～18：00

・電話：047-711-7130

（２）その他

松戸市役所 （047-366-7346）

柏市役所 （047-167-1135）

鎌ヶ谷市役所 （047-445-1375）

国民健康保険連合会 （043-254-7452）

当事業所以外に、上記の苦情・相談窓口、苦情を伝えることができます

15 ハラスメントについて

（１）事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する視点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

（２）ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの停止をさせていただく場合があります。

- ① 性的な言動をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- ② 特定のヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- ③ 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- ④ 長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他行為

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供の開始にあたり、利用者に対する契約書及び本書面に基づき、利用者等に重要事項及び個人情報について説明を行いました。

事業者	住所	千葉県金ケ作 419 - 54	
	名称	株式会社鈴	
	代表者名	武市 智加	印
説明者	職名	当訪問介護事業所	サービス提供責任者
	説明者名		印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報についての説明を受け、利用者の訪問介護サービスの開始に同意いたしました。又、私の状況を把握する必要がある時は、サービスの提供を受けている期間、貴事業者・その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に、個人の情報（家族に関連する情報も含む）を提供することに同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

代理者	住所	
	氏名	印 続柄：

別紙 訪問介護料金表（令和 8 年 6 月 1 日～）

【提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について】

サービス提供区分		単位数	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
身体介護	20 分未満 （身体 0 1）	163 単位/回	175 円	349 円	524 円
	20 分以上 30 分未満 （身体 1）	244 単位/回	261 円	522 円	783 円
	30 分以上 1 時間未満 （身体 2）	387 単位/回	414 円	828 円	1242 円
	1 時間以上 30 分未満 （身体 3）	567 単位/回	607 円	1214 円	1820 円
	1 時間 30 分以上 30 分増すごとに追加	82 単位/回	88 円 加算	176 円 加算	264 円 加算
生活援助	20 分以上 45 分未満 （生活 2）	179 単位/回	192 円	383 円	575 円
	45 分以上 （生活 3）	220 単位/回	236 円	471 円	707 円
身体介護（20 分以上 30 分未満）に生活援助（20 分以上 45 分未満）を行った場合		317 単位/回	70 円 加算	139 円 加算	209 円 加算

	加算	単位数	利用者負担額	算定回数等
要介護度による区分なし	初回加算	200 単位	1 割：214 円	・初回 ・3 か月以上利用が空いた場合
			2 割：428 円	
			3 割：642 円	
	緊急時訪問介護加算	100 単位	1 割：107 円	1 回の要請に対して 1 回
			2 割：214 円	
			3 割：331 円	
	介護職員等処遇改善 加算 口	所定単位数の 287/1000	左記の 1 割～3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数

	特定事業所加算	所定単位数の 100/1000	左記の 1 割 ~ 3 割	基本サービス費に各 種加算減算を加えた 総単位数
--	----------------	--------------------	------------------	--------------------------------

初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護 支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります
地域区分別の単価(5 級地 10.70 円)を含んでいます。